

保証委託約款

委託者（以下、「患者」という。）は受託者株式会社日本料金保証（以下、当社という。）に対し、医療機関との診療契約（以下、「診療契約」という。）に基づく患者の医療機関に対する料金支払債務につき以下の条項により連帯保証を委託し、当社はこれを受託する。

第1条（保証委託）

1. 患者は当社に対し、診療契約に基づき医療機関に対して負担する債務につき、連帯保証することを委託し、当社はこれを受託する。
2. 保証委託契約（以下、「本契約」という。）は、患者が保証委託契約書に署名したときに成立し、同時に医療機関と当社との間で連帯保証契約が成立することにより終了する。
3. 患者が自ら契約書に署名できないときは、患者の意思に反する場合を除き、第三者が患者の代わりに署名することができる。この場合、次条に定める保証料は署名した第三者が支払うものとする。
4. 保証委託契約終了後も、当社の医療機関に対する連帯保証債務は継続し、次項及び第5条、第9条は効力を有する。
5. 医療機関と当社との間の保証契約の締結、医療機関が当社に対する保証履行請求及び当社の患者に対する求償請求の際、患者が医療機関に提供した個人情報や医療機関が当社に提供し、当社が利用することを患者は承諾する。但し、医療機関が当社に提供する情報は上記各業務に必要な範囲内のものに限る。

第2条（保証料）

1. 患者は保証委託契約書に記載されている保証料を、当社の代理人である医療機関を通じて当社に対し支払う。
2. 患者は支払った保証料の返還を求めるとはできない。

第3条（保証期間）

1. 入院患者についての保証期間は、保証委託契約締結日（入院日）から退院の日までとする。
2. 外来患者の保証期間は、患者の類型ごとに当社と医療機関の間において個別に定める期間とする。
3. 保証期間中であっても、患者が医療費の支払いを怠り、当社が医療機関に対して保証履行をした場合、当該患者に関する保証契約は終了する。

第4条（保証の上限額）

1. 患者ごとに保証の上限額は定めない。
2. 医療機関が保証履行請求した月の前々月までの24ヶ月間に保証委託契約を締結した入院患者の保証料の合計額に0.8を乗じた額から、同期間に医療機関が保証履行の承認を受けた合計額を差し引いた残額を当月の入院患者の保証履行可能上限額とする。上限額を超えた部分は保証履行を請求することができない。
3. 医療機関が保証履行請求した月の前々月までの24ヶ月間に保証委託契約を締結した外来患者の保証料の合計額に0.8を乗じた額から、同期間に医療機関が保証履行の承認を受けた合計額を差し引いた残額を当月の外来患者の保証履行可能上限額とする。上限額を超えた部分は保証履行を請求することができない。

第5条（求償）

1. 当社が医療機関に対して保証債務を履行したとき、当社は患者に対して求償することができる。患者は当社の銀行口座（三井住友銀行金沢支店口座番号6816970）に振り込む方法で求償された金額を支払うものとする（振込手数料は患者の負担とする）。
2. 当社は保証履行した日から1年経過した日において残存する患者に対する求償権を免除する。なお、同日までに当社が患者から回収した金員を当社が患者に対して返還する義務はない。

第6条（反社会的勢力の排除）

1. 患者は、当社に対し、現在または将来にわたり、自らまたは同居の家族が、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者も含む）、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等もしくはこれらに準ずるもの（以下、これらを「暴力団員等」という。）に該当しないことを表明し、これを確約する。
2. 当社は、患者が前項に違反した場合には、患者に何ら催告をすることなく、本契約を解除することができる。
3. 前項の規定によりこの契約が解除されたことにより、患者が損害を受けた場合も、当社は何ら損害賠償義務を負わないものとし、患者は当社に対しなんらの請求（保証料返還を含む）も行わない。
4. 患者は当社が受けた損害を賠償しなければならない。

第7条（約款の変更）

当社は必要があるときは民法の定めに従い、この約款を変更することができ、その内容は当社がインターネットのサイトに掲載することにより周知するものとし、患者は変更後の約款に従うものとする。

第8条（その他事項）

本契約に定めのない事項については、民法・その他法令や慣行に従い、双方誠意を持って協議・解決するものとする。

第9条（合意管轄裁判所）

本契約に関して患者当社間で紛争が生じた場合は、当社の本社の所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を以って専属合意管轄裁判所とする。

以上